

保安規定審査基準と保安規定改定案の対比表

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）	
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）
<p>【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	無	
<p>【品質マネジメントシステム】</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	無	

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）	
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）
【試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】 1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	無	
【試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等】 1. 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。 2. 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 3. 特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	無	
【保安教育】 1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。 2. 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。 （1）関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 （2）試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 （3）放射線管理に関すること。 （4）核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 （5）非常時の場合に講ずべき処置に関すること。 （6）その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項 3. 従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 4. 従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。 5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	無	
【試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】 1. 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。 2. 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 4. 試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。 （1）運転上の遵守事項に関すること。 （2）運転計画及び運転許可に関すること。	無	

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）	
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）
(3) 起動前及び停止後の措置に関すること。 (4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。 (5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。 5. 臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。 (1) 燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関する こと。 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。		
【試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査】 1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重 要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	無	
【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除 において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚 染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射 線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密 度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するた めに講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定め られていること。	無	
【排気監視設備及び排水監視設備】 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機 能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施 設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの の使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射 線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	無	
【線量、線量当量、汚染の除去等】 1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を 含む。）が定められていること。	無	

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）	
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）
<p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>		
<p>【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	無	
<p>【放射線利用に係る保安】</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。</p>	無	
<p>【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】</p> <p>1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	無	

<p>試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定</p>	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）																																																			
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）																																																		
<p>【放射性廃棄物の廃棄】 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	有	<p>【第2編】 別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1638 359 2831 1860"> <thead> <tr> <th data-bbox="1638 359 1863 495">種類 レベル 区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1863 359 2457 495">ベータ・ガンマ 注1)</th> <th data-bbox="2457 359 2831 495">アルファ 注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1638 495 1863 621">適用基準</td> <td data-bbox="1863 495 2131 621">容器表面の 線量当量率</td> <td data-bbox="2131 495 2457 621">ベータ線のみを放出する 放射性物質を収納した容 器当たりの含有量</td> <td data-bbox="2457 495 2831 621">容器（20L基準）当たりの含 有量及び容器表面の線量当 量率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 621 1863 705">固 体 廃 棄 物 A-1</td> <td data-bbox="1863 621 2131 705">500 μSv/h 未満</td> <td data-bbox="2131 621 2457 705">3.7GBq 未満 (^{90}Sr にあつ ては、370 MBq 未満)</td> <td data-bbox="2457 621 2831 705">37kBq 以上 37MBq 未満で あつて、500 μSv/h 未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 705 1863 789">A-2</td> <td data-bbox="1863 705 2131 789">500 μSv/h 以上 2mSv/h 未満</td> <td data-bbox="2131 705 2457 789" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="2457 705 2831 789" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 789 1863 915">B-1</td> <td data-bbox="1863 789 2131 915">2mSv/h 以上 10Sv/h 未満</td> <td data-bbox="2131 789 2457 915">3.7GBq 以上 (^{90}Sr にあつ ては、370 MBq 以上)、 370 GBq 未満</td> <td data-bbox="2457 789 2831 915" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 915 1863 999">B-2</td> <td data-bbox="1863 915 2131 999">10Sv/h 以上 500Sv/h 未満</td> <td data-bbox="2131 915 2457 999">370 GBq 以上</td> <td data-bbox="2457 915 2831 999">37MBq 以上又は、500 μSv/h 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 999 1863 1188">備 考</td> <td colspan="2" data-bbox="1863 999 2457 1188">ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する 核種が混在する場合は、線量当量率と含有量の いずれか上位のレベルになる基準を適用する。</td> <td data-bbox="2457 999 2831 1188">37kBq/容器未満のものは、 ベータ・ガンマに係る基準を 適用する。Pu にあつては、 1g/容器未満とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 1188 1863 1272">適用基準</td> <td data-bbox="1863 1188 2169 1272">^3H以外の放射性物質 の水中濃度</td> <td data-bbox="2169 1188 2457 1272">^3H</td> <td data-bbox="2457 1188 2831 1272">アルファ放射性物質の 水中濃度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 1272 1863 1398">液 体 廃 棄 物 A未満</td> <td colspan="2" data-bbox="1863 1272 2457 1398" style="text-align: center;">注3) 濃度限度を超え $3.7 \times 10^{-1}\text{Bq/cm}^3$ 未満 (^3Hについては $3.7 \times 10^3\text{Bq/cm}^3$ 未満)</td> <td data-bbox="2457 1272 2831 1398" rowspan="5" style="text-align: center;">1.85 Bq/cm³ 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 1398 1863 1482">A</td> <td data-bbox="1863 1398 2169 1482">$3.7 \times 10^{-1}\text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 未満</td> <td data-bbox="2169 1398 2457 1482">$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 1482 1863 1566">B-1</td> <td data-bbox="1863 1482 2169 1566">$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 未満</td> <td data-bbox="2169 1482 2457 1566" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 1566 1863 1650">B-2</td> <td data-bbox="1863 1566 2169 1650">$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満</td> <td data-bbox="2169 1566 2457 1650" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 1650 1863 1860">備 考</td> <td colspan="2" data-bbox="1863 1650 2457 1860">^3Hと ^3H以外の核種が混在する場合は、い ずれか上位のレベルになる基準を適用する。</td> <td data-bbox="2457 1650 2831 1860">Pu にあつては、1g/容器未 満とする。 1.85Bq/cm³未満は、ベータ・ ガンマの区分を適用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質。</p>		種類 レベル 区分	ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)	適用基準	容器表面の 線量当量率	ベータ線のみを放出する 放射性物質を収納した容 器当たりの含有量	容器（20L基準）当たりの含 有量及び容器表面の線量当 量率	固 体 廃 棄 物 A-1	500 μ Sv/h 未満	3.7GBq 未満 (^{90}Sr にあつ ては、370 MBq 未満)	37kBq 以上 37MBq 未満で あつて、500 μ Sv/h 未満	A-2	500 μ Sv/h 以上 2mSv/h 未満	/	/	B-1	2mSv/h 以上 10Sv/h 未満	3.7GBq 以上 (^{90}Sr にあつ ては、370 MBq 以上)、 370 GBq 未満	/	B-2	10Sv/h 以上 500Sv/h 未満	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、500 μ Sv/h 以上	備 考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する 核種が混在する場合は、線量当量率と含有量の いずれか上位のレベルになる基準を適用する。		37kBq/容器未満のものは、 ベータ・ガンマに係る基準を 適用する。Pu にあつては、 1g/容器未満とする。	適用基準	^3H 以外の放射性物質 の水中濃度	^3H	アルファ放射性物質の 水中濃度	液 体 廃 棄 物 A未満	注3) 濃度限度を超え $3.7 \times 10^{-1}\text{Bq/cm}^3$ 未満 (^3H については $3.7 \times 10^3\text{Bq/cm}^3$ 未満)		1.85 Bq/cm ³ 以上	A	$3.7 \times 10^{-1}\text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 未満	$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満	B-1	$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 未満	/	B-2	$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満	/	備 考	^3H と ^3H 以外の核種が混在する場合は、い ずれか上位のレベルになる基準を適用する。		Pu にあつては、1g/容器未 満とする。 1.85Bq/cm ³ 未満は、ベータ・ ガンマの区分を適用する。
種類 レベル 区分	ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)																																																	
適用基準	容器表面の 線量当量率	ベータ線のみを放出する 放射性物質を収納した容 器当たりの含有量	容器（20L基準）当たりの含 有量及び容器表面の線量当 量率																																																	
固 体 廃 棄 物 A-1	500 μ Sv/h 未満	3.7GBq 未満 (^{90}Sr にあつ ては、370 MBq 未満)	37kBq 以上 37MBq 未満で あつて、500 μ Sv/h 未満																																																	
A-2	500 μ Sv/h 以上 2mSv/h 未満	/	/																																																	
B-1	2mSv/h 以上 10Sv/h 未満	3.7GBq 以上 (^{90}Sr にあつ ては、370 MBq 以上)、 370 GBq 未満	/																																																	
B-2	10Sv/h 以上 500Sv/h 未満	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、500 μ Sv/h 以上																																																	
備 考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する 核種が混在する場合は、線量当量率と含有量の いずれか上位のレベルになる基準を適用する。		37kBq/容器未満のものは、 ベータ・ガンマに係る基準を 適用する。Pu にあつては、 1g/容器未満とする。																																																	
適用基準	^3H 以外の放射性物質 の水中濃度	^3H	アルファ放射性物質の 水中濃度																																																	
液 体 廃 棄 物 A未満	注3) 濃度限度を超え $3.7 \times 10^{-1}\text{Bq/cm}^3$ 未満 (^3H については $3.7 \times 10^3\text{Bq/cm}^3$ 未満)		1.85 Bq/cm ³ 以上																																																	
A	$3.7 \times 10^{-1}\text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 未満	$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満																																																		
B-1	$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 未満	/																																																		
B-2	$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満	/																																																		
備 考	^3H と ^3H 以外の核種が混在する場合は、い ずれか上位のレベルになる基準を適用する。			Pu にあつては、1g/容器未 満とする。 1.85Bq/cm ³ 未満は、ベータ・ ガンマの区分を適用する。																																																

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）	
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）
		<p>注2) アルファ線を放出する放射性物質から、²³²Th、Th-nat、²³⁵U、²³⁸U、U-nat、アルファ/ベータ・ガンマの比が1/10以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの。</p> <p>注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度。</p> <p>【第3編】 （液体廃棄物の処理）</p> <p>第17条 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第8に区分された液体廃棄物を、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物A未満及びAは、排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。ただし、第3号による処理が行えるものはこの限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理に当たっては、処理する液体廃棄物の濃度及び量から、法令に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下にするために必要な希釈水の量を算出し、この量の希釈水をあらかじめ排水貯留ポンドに貯留しなければならない。その後、希釈水を循環させた状態で液体廃棄物を入れて希釈処理しなければならない。</p> <p>(3) 液体廃棄物A未満、A及びB-1（放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき3.7×10²ベクレル未満）は、蒸発処理装置・Iにより処理しなければならない。</p> <p>(4) 前号の処理により生じた濃縮廃液は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(5) 第1号及び第3号による処理が困難な液体廃棄物A未満、A及びB-1は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(6) 第3号の処理により生じた蒸発処理凝縮液（以下この編において「処理済廃液」という。）は、凝縮液貯槽・Iを経由し放射能レベルにより処理済廃液貯槽又は廃液貯槽・Iに貯留しなければならない。</p> <p>(7) 前号により処理済廃液貯槽に貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより一般排水溝へ放出、又は排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。また、廃液貯槽・Iに貯留した処理済廃液は、蒸発処理装置・Iにより再度処理しなければならない。</p> <p>2 （変更なし） 3 （変更なし） 4 （変更なし）</p> <p>（廃棄物パッケージ等の保管廃棄）</p> <p>第19条 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った固体廃棄物のうち、アルファ固体廃棄物及び別表第7に掲げるところの処理設備による処理に適さない固体廃棄物については、別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するものとする。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った固体廃棄物について、別表第7に掲げるところの処理設備の修理、改造等により処理することが困難な場合には、引き取った固体廃棄物を処理できるまでの期間、別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するものとする。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、前2項の固体廃棄物及び廃棄物パッケージ（以下この編にお</p>

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）	
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）
		<p>いて「廃棄物パッケージ等」という。)を別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するときは、廃棄物パッケージ等の表面の線量当量率に応じ、別表第9に掲げる保管廃棄施設に各々保管廃棄しなければならない。</p> <p><u>4 放射性廃棄物管理第1課長は、保管廃棄施設・Lに廃棄物パッケージ等を保管廃棄するときは、遮蔽蓋を設置すること等により、当該施設の表面から上部に1m離れた所における線量当量率が6μSv/h以下となるようにしなければならない。</u></p> <p>(安全装置及び警報装置の作動条件)</p> <p>第23条 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留ポンドの液位について、液位低下幅が5cmに達したときに警報が発報するようこれを設定しなければならない。ただし、適切に管理した状態で循環又は排水作業により液位の変動が見込まれる場合には、警報を解除することができる。</u></p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第2課長は、第2廃棄物処理棟のセル内の線量当量率が200μSv/hに達したときセル扉安全装置が作動するようこれを設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他やむを得ない理由によりセル内部に立入る必要がある場合において、バックエンド技術部長の承認を受けたときは、線量当量率が10mSv/hに達するまで、セル扉安全装置が作動しないようこれを変更することができる。</u></p> <p><u>3 バックエンド技術部長は、前項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、放射性廃棄物管理第2課長はバックエンド技術部長の、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>5 工務第1課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、放射性廃棄物管理第2課長の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6 バックエンド技術部長及び工務技術部長は、第4項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(通信連絡設備に係る機器の維持点検)</p> <p>第25条の2 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、別表第13に定める数量の通信連絡設備について、別図第3に示すとおり配置しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第13に定める数量の通信連絡設備及び携帯電話1台を維持するとともに、点検を行わなければならない。また、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は同等以上の性能を有する代替品と交換しなければならない。</u></p> <p>(自然現象等に備えた管理)</p> <p>第25条の3 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留ポンド及び保管廃棄施設・Lの周辺に森林火災が発生した場合に備えて、別図第4に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</u></p>

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）	
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）
		<p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、竜巻（藤田スケールF1、最大風速49m/s）による飛来によって排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に影響を及ぼすおそれがある物体に対して、浮上しないよう飛来防止対策を講じなければならない。また、飛来防止対策の実施状況について、年1回以上巡視しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について管理しなければならない。</p> <p>（警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第30条 放射性廃棄物管理第1課長は、第23条に係る警報装置が発報したときは、その原因及び状況を調査するとともに、汚染拡大防止の措置を講じなければならない。また、原因及び状況の調査結果に基づき、原因を除去するための措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に係る警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査するとともに、汚染拡大防止の措置を講じなければならない。また、原因及び状況の調査結果に基づき、原因を除去するための措置を講じなければならない。これらの場合、その原因、状況及び講じた措置を必要に応じ、相互に通報するものとする。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第2課長は、別表第3の2に掲げる設備の運転中に別表第10に係る本体施設の警報装置が作動したときは、直ちに当該運転中の設備の停止操作を行わなければならない。</p> <p>（巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第31条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の点検、第15条の作業終了後の点検、第25条の巡視及び点検及び第34条の自然現象等が発生した場合の点検の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第22条の汚染除去作業に係る点検、第29条の2の健全性確認における容器の点検及び第25条の2の通信連絡設備に係る機器の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。また、放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の点検、第15条の作業終了後の点検、第22条の汚染除去作業に係る点検、第25条の巡視及び点検並びに第34条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 （変更なし）</p> <p>4 （変更なし）</p> <p>5 （変更なし）</p> <p>（自然現象等が発生した場合の措置）</p> <p>第34条 震度4以上の地震が発生したとき、放射性廃棄物管理第1課長は別表第1、放射性廃棄</p>

<p>試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定</p>	<p>原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）</p>					
	<p>変更の有無</p>	<p>変更内容（下線部、部：変更箇所）</p>				
		<p>物管理第2課長は別表第1の2、高減容処理技術課長は別表第1の3、工務第1課長は別表第1の4に掲げる施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、竜巻が排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L 周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、当該施設を点検しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、火山の噴火に対して、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に影響を及ぼす降下火砕物があった場合、当該施設を点検しなければならない。</p> <p>(2) 降下火砕物の荷重により、排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に損傷を及ぼすおそれがある場合、降下火砕物の除去を行わなければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に影響を及ぼす原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生した場合、事象終息後、当該施設を点検しなければならない。</p> <p>5 放射性廃棄物管理第1課長は、原子力科学研究所の敷地に津波が遡上し、排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に影響を及ぼすおそれがある場合、事象終息後、当該施設を点検しなければならない。</p> <p>6 工務第1課長は、第1項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長に、放射線管理第2課長は、第1項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長に通報しなければならない。</p> <p>7 放射性廃棄物管理第1課長は、第1項から第5項までの点検を行ったとき及び前項の通報を受けたとき、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、バックエンド技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>別表第3の2 廃棄物処理場の操作の条件〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕 (第3条及び第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1673 1436 2792 1873"> <thead> <tr> <th data-bbox="1673 1436 1941 1507">設 備</th> <th data-bbox="1941 1436 2792 1507">操 作 の 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1673 1507 1941 1873"> 固体廃棄物処理設備・II </td> <td data-bbox="1941 1507 2792 1873"> (1) 処理する固体廃棄物の容器表面での線量当量率は、<u>10Sv/h</u>未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、3.7×10^{11}Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm²G)以下にすること。 </td> </tr> </tbody> </table>	設 備	操 作 の 条 件	固体廃棄物処理設備・II	(1) 処理する固体廃棄物の容器表面での線量当量率は、 <u>10Sv/h</u> 未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、 3.7×10^{11} Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm ² G)以下にすること。
設 備	操 作 の 条 件					
固体廃棄物処理設備・II	(1) 処理する固体廃棄物の容器表面での線量当量率は、 <u>10Sv/h</u> 未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、 3.7×10^{11} Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm ² G)以下にすること。					

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準
 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）

変更の有無

変更内容（下線部、部：変更箇所）

蒸発処理装置・II

- (1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 未満にすること。
- (1) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ 未満にすること。
- (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm²G)以下にすること。
- (3) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm²G)以下にすること。
- (4) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm²G)以下にすること。
- (5) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。

アスファルト
 固化装置

- (1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^6 \text{Bq/cm}^3$ 未満にすること。
- (2) 混和蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260℃以下にすること。
- (3) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。

*：負圧を49Pa以上にすることとは、圧力をより低くする(負圧をより深くすること)を意味する。

別表第13 通信連絡設備に係る機器

[放射性廃棄物管理第1課長管理施設] (第25条の2関係)

種 類		設 置 場 所	数 量
施設内用トランシーバー		排水管理棟	2台
長距離用トランシーバー		排水管理棟 解体分別保管棟付属建家会議室	1台 1台
固定電話		排水管理棟	1台
施設間通信 連絡設備*	固定電話	解体分別保管棟付属建家会議室	2台
	携帯電話	解体分別保管棟付属建家会議室	1台

*：施設間通信連絡設備とは、放射性廃棄物管理第1課長管理施設において異常が発生した場合に、事故現場指揮所及び原子力科学研究所の現地対策本部間の通信連絡で使用する通信連絡設備

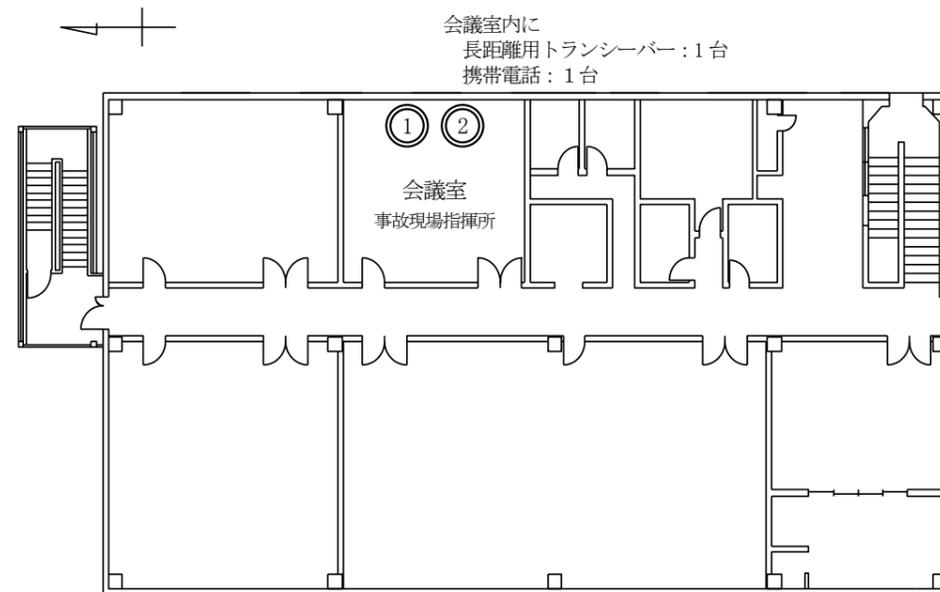
試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準
改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）

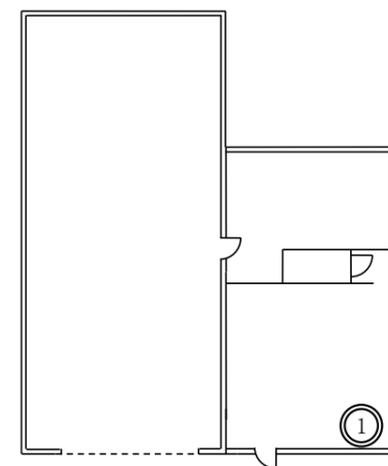
変更の有無

変更内容（下線部、部：変更箇所）

別図第3 通信連絡設備の配置図（第25条の2関係）



解体分別保管棟付属建家2階



車庫 排水管理棟

排水管理棟内に
施設内用トランシーバー：2台
長距離用トランシーバー：1台

凡例

：固定電話

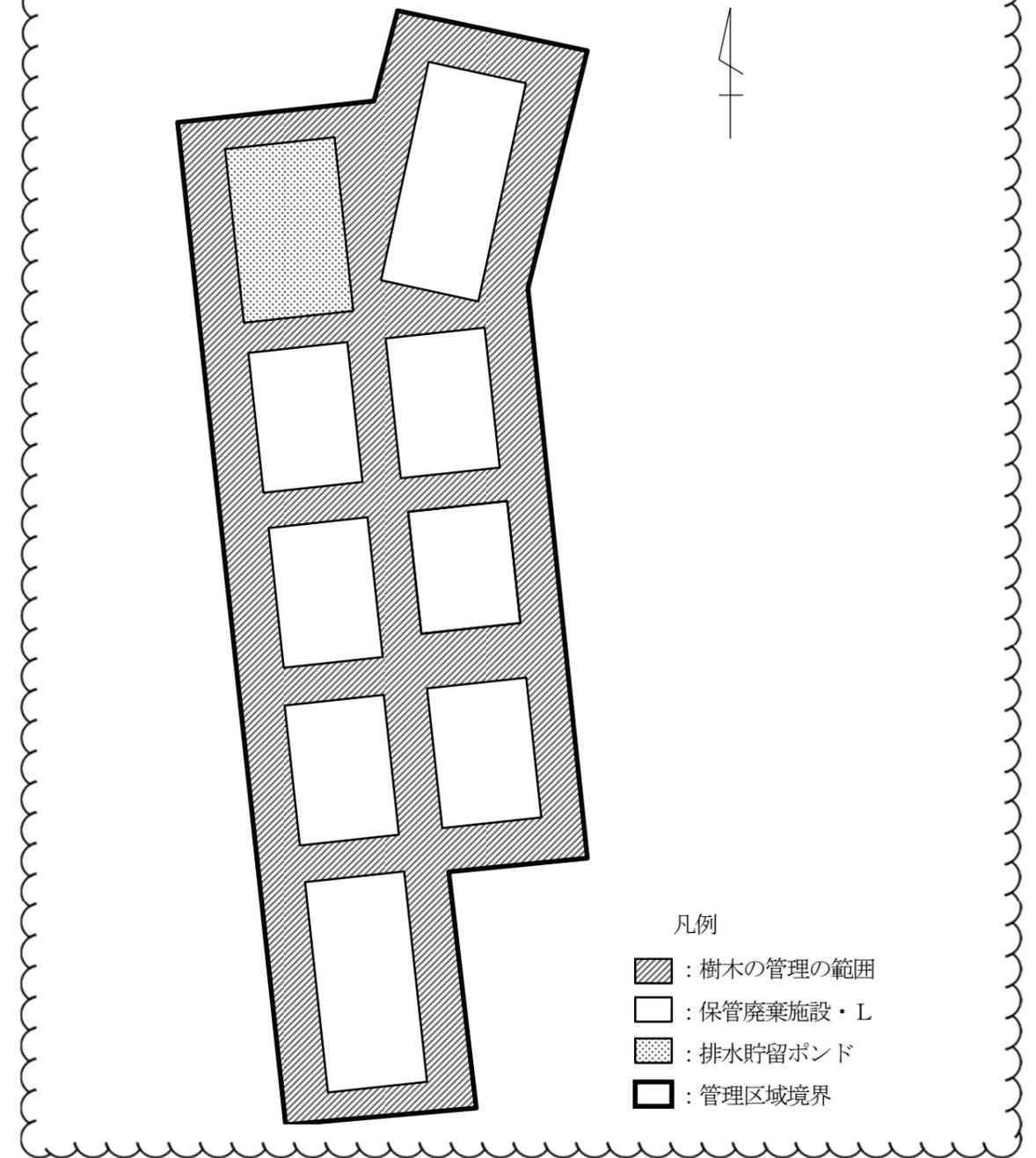
試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準
改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）

変更の有無

変更内容（下線部、部：変更箇所）

別図第4 排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・Lに係る樹木の管理の範囲
(第25条の3関係)



【非常の場合に講ずべき処置】

1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。

無

<p>試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定</p>	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）	
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）
<p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>（1）緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>（2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>（3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業者等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>		
<p>【設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置】</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>（1）試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。） 当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p> <p>（2）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>（4）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	無	

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）	
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）
<p>【記録及び報告】</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	無	
<p>【試験研究用等原子炉施設の施設管理】</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第1911131号（令和元年11月13日原子力規制委員会決定））を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> <p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	無	
<p>【試験研究用等原子炉施設の定期的な評価】</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p> <p>2. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	無	

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 改正：令和2年2月5日原子力規制委員会決定	原子力科学研究所原子炉施設保安規定（令和2年7月31日付け申請）	
	変更の有無	変更内容（下線部、  部：変更箇所）
【技術情報の共有】 1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	無	
【不適合発生時の情報の公開】 1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	無	
【その他必要な事項】 1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	無	